

令和 5 年

市議会 9 月定例会議案参考資料



## 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

## ○健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和4年度		令和3年度		前年度比	財政再生基準	備考
	比率	早期健全化基準	比率	早期健全化基準			
実質赤字比率	— (△ 9.81)	12.82	— (△ 10.42)	12.81	— (0.61)	20.00	歳入総額から歳出総額を差し引いた額の標準財政規模に対する比率
連結 実質赤字比率	— (△ 22.18)	17.82	— (△ 23.09)	17.81	— (0.91)	30.00	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 (3か年平均)	1.5	25.0	1.9	25.0	(△ 0.4)	35.0	一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	— (△ 34.4)	350.0	— (△ 24.6)	350.0	— (△ 9.8)		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

## 備考

- 1 比率欄の括弧内に実質黒字の程度（比率）を記載
- 2 比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。
- 3 実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、議会の議決を経て「財政再生計画」を作成し、住民に公表し、及び総務大臣に報告する。

## ○公営企業の資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和4年度		令和3年度		前年度比	備考
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率	経営健全化基準		
水道事業会計	— (△ 143.1)	20.0	— (△ 137.3)	20.0	— (△ 5.8)	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率
下水道事業会計	— (△ 59.7)	20.0	— (△ 58.1)	20.0	— (△ 1.6)	

備考 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を作成し、住民に公表し、及び知事に報告する。

知立市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第37号、参考資料)

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手当の種類	勤務内容	支給額	手当の種類	勤務内容	支給額
略			略		
防疫手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業	日額 500	防疫手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業（次項に掲げるものを除く。）	日額 500
				<u>市長の定める場所において、新型コロナウイルス感染症（病原体が</u>	<u>日額 3,000（た</u>
				<u>コロナウイルス感染症（病原体が</u>	<u>だし、新型コロ</u>
				<u>ナウイルス（令和2年1月に、中</u>	<u>ナウイルス感染</u>
				<u>華人民共和国から世界保健機関</u>	<u>症の患者若しく</u>
				<u>に対して、人に伝染する能力を有</u>	<u>はその疑いのあ</u>
				<u>することが新たに報告されたも</u>	<u>る者の身体に接</u>
				<u>のに限る。）である感染症をいう。</u>	<u>触し、又はこれ</u>
				<u>以下同じ。）から市民等の生命及</u>	<u>らの者に長時間</u>
				<u>び健康を保護するために緊急に</u>	<u>にわたり接して</u>
				<u>行われた措置に係る作業であつ</u>	<u>行う作業その他</u>
				<u>て市長の定めるもの</u>	<u>市長がこれらに</u>
					<u>準ずると認める</u>
					<u>作業に従事した</u>
					<u>場合の日額は、</u>
					<u>4,000)</u>
	略		略		
略			略		

※下線は、実際に改正のある箇所にも引いてあります。

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第38号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第65条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業の施行地区において、同法の規定により使用し、又は収益することができない固定資産であって、附則第13条の4第1項の適用が終了したもの</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第65条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2・3 略</p>

知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(議案第39号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧、国民の保護のための措置若しくは<u>特定新型インフルエンザ等対策</u>の実施又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧、国民の保護のための措置若しくは<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置</u>の実施又は復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関する事項を定めるものとする。</p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 (議案第40号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同令</u>第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同令</u>第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同省令</u>第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(<u>同省令</u>第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p>

171

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第41号、参考資料)

改正後		改正前																																															
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>知立市中心身障害者扶助料支給条例(昭和46年知立市条例第2号)による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>知立市子ども医療費支給条例(昭和48年知立市条例第13号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>知立市障害者医療費支給条例(昭和48年知立市条例第37号)による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号)による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>知立市精神障害者医療費支給条例(平成13年知立市条例第40号)による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		事務		1	知立市中心身障害者扶助料支給条例(昭和46年知立市条例第2号)による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2	<u>知立市子ども医療費支給条例(昭和48年知立市条例第13号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	3	<u>知立市障害者医療費支給条例(昭和48年知立市条例第37号)による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	4	略	5	略	6	知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号)による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	7	<u>知立市精神障害者医療費支給条例(平成13年知立市条例第40号)による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	8	略	9	略	10	略	11	略	12	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>知立市中心身障害者扶助料支給条例(昭和46年知立市条例第2号)による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号)による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		事務		1	知立市中心身障害者扶助料支給条例(昭和46年知立市条例第2号)による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2	略	3	略	4	知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号)による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	5	略	6	略	7	略	8	略	9	略
事務																																																	
1	知立市中心身障害者扶助料支給条例(昭和46年知立市条例第2号)による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																																
2	<u>知立市子ども医療費支給条例(昭和48年知立市条例第13号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																																
3	<u>知立市障害者医療費支給条例(昭和48年知立市条例第37号)による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																																
4	略																																																
5	略																																																
6	知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号)による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの																																																
7	<u>知立市精神障害者医療費支給条例(平成13年知立市条例第40号)による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>																																																
8	略																																																
9	略																																																
10	略																																																
11	略																																																
12	略																																																
事務																																																	
1	知立市中心身障害者扶助料支給条例(昭和46年知立市条例第2号)による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																																
2	略																																																
3	略																																																
4	知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号)による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの																																																
5	略																																																
6	略																																																
7	略																																																
8	略																																																
9	略																																																
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 知立市中心身障害者扶</td> <td>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283</td> </tr> </tbody> </table>		事務	特定個人情報	1 知立市中心身障害者扶	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 知立市中心身障害者扶</td> <td>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283</td> </tr> </tbody> </table>		事務	特定個人情報	1 知立市中心身障害者扶	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283																																						
事務	特定個人情報																																																
1 知立市中心身障害者扶	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283																																																
事務	特定個人情報																																																
1 知立市中心身障害者扶	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283																																																

改正後		改正前	
<p>助料支給条例による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>	<p>助料支給条例による心身障害者扶助料の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>		<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>		<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
<p><u>2 知立市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p>		
	<p><u>医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>		
3	<p><u>知立市障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>		
4	<p><u>知立市母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u></p>	2	<p><u>知立市母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和</u></p>

改正後		改正前	
			<u>28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの</u>
	住民票関係情報であって規則で定めるもの		住民票関係情報であって規則で定めるもの
<u>5</u> 略		<u>3</u> 略	
<u>6</u> 知立市特別保育等の実施に関する条例による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	<u>4</u> 知立市特別保育等の実施に関する条例による特別保育等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
<u>7</u> <u>知立市精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>		
<u>8</u> 略		<u>5</u> 略	
<u>9</u> 略		<u>6</u> 略	

改正後		改正前	
<u>10</u> 略		<u>7</u> 略	
<u>11</u> 略		<u>8</u> 略	
<u>12</u> 略		<u>9</u> 略	

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第42号、参考資料)

改正後	改正前
<p><u>(収集又は運搬の禁止)</u></p> <p><u>第8条の2 市、廃棄物を収集し、又は運搬する業務を市が委託している者</u>  <u>その他市長が指定する者(以下「委託者等」という。)以外の者は、次に</u>  <u>掲げる場所に集積された資源物(一般廃棄物のうち再利用の対象となるも</u>  <u>のとして規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を収集し、又は</u>  <u>運搬してはならない。</u></p> <p><u>(1) 知立市不燃物処理場その他の一般廃棄物を集積するための場所と</u>  <u>して市が管理する場所</u></p> <p><u>(2) 集合住宅に設置されたごみ・資源集積所であって市長が別に定める</u>  <u>もの</u></p> <p><u>2 市長は、委託者等以外の者が前項の規定に違反して資源物を収集し、又</u>  <u>は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずるこ</u>  <u>とができる。</u></p> <p><u>(知立市行政手続条例の適用除外)</u></p> <p><u>第19条 第8条の2第2項の規定による命令については、知立市行政手続条</u>  <u>例(平成9年知立市条例第43号)第3章の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第20条 略</u></p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第21条 第8条の2第2項の規定による命令を受けた者が同条第1項の規</u>  <u>定に違反したときは、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>(両罰規定)</u></p> <p><u>第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者</u>  <u>が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者</u>  <u>を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第19条 略</u></p>